

公立大学法人宮崎公立大学資金管理規程

平成19年4月1日
規程第44号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）会計規程第46条の規定により、資金管理計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程における資金管理業務とは、資金管理計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等、資金取引に関する全ての資金業務をいう。

(善管注意義務)

第3条 資金管理業務に携わる者は、法令及び規程の定めに従い、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

第2章 資金管理計画

(資金管理計画の作成)

第4条 理事長は、資金管理計画を作成し、安全性及び流動性を確保するとともに、効率的な資金の管理運用に配慮しなければならない。

2 理事長は、前項の資金管理計画を作成し、またはこれを変更する場合、経営審議会の議を経なければならない。

(四半期資金管理計画)

第5条 事務局長は、前条の資金管理計画に基づき、四半期資金管理計画を作成しなければならない。

第3章 資金調達

(短期資金の調達)

第6条 事務局長は、資金管理計画及び四半期資金管理計画に基づき、短期の資金調達を行うものとする。

2 資金調達に当たっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、安全かつ経済的な資金調達を行わなければならない。

(担保の手続)

第7条 事務局長は、資金調達を行うため、法人の資産を担保に供する必要がある場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

第4章 資金の運用

(資金の運用)

第8条 事務局長は、資金管理計画及び四半期資金管理計画に基づき、資金運用を行うものとする。

2 資金運用に当たっては、安全性の高い商品を基本とし、条件、商品特性、運用金融機関等を比較検討し、効果的な方法により行わなければならない。

第5章 資金管理実績の報告

(資金管理実績の報告)

第9条 事務局長は、資金管理計画に基づく資金管理の実績を、理事長に報告するものとする。

第6章 雜則

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。